

- 一 使用に十分耐える厚さを有するものであること。
- 二 腐しよく、さび又はき裂の生ずるおそれの少ないものであること。
- 三 塗装の色が変わり又はあせるおそれの少ないものであること。
- 四 塗膜のはげ落ち又はき裂の生ずるおそれの少ないものであること。

第五号様式備考(3)に次のただし書を加える。

ただし、第二十六条の六第三項の規定の適用を受ける回送運行許可番号標にあつては、浮出しとしないことができる。

第五号様式備考に次のように加える。

(10) 第二十六条の六第三項の規定の適用を受け孔を有する回送運行許可番号標にあつては、取付孔を設けないことができる。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。

（国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の廃止）

第二条 国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年国土交通省令第三十三号）は、廃止する。

国土交通大臣 北側 一雄

港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する

別表第四大阪の項中

を

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。

（国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の廃止）

一条 国土交通省関係構造改革特別区域法第二

条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年国土交通省令第三十三号）は、廃止する。

改める。

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。